

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年12月3日

長与町長 吉 田 慎 一

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

### 1 和解及び損害賠償の相手方

住所 長崎県西彼杵郡長与町まなび野

氏名

### 2 事故の概要

#### (1) 事故の発生日時

令和6年7月14日 午前9時45分頃

#### (2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野2丁目2-3長崎県立大学シーボルト校駐車場入口前  
(町道県立大学通り線上)

#### (3) 事故の状況

上記日時及び場所にて、長与町が管理する道路が大雨により一部破損しており、その箇所を相手方が運転する車両が通過した際に、左前のタイヤがパンクした。

### 3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

### 4 損害賠償の額

12,584円

令和6年10月29日

長与町長 吉田 慎

